

○川島動物衛生課長 おはようございます。まだ定刻に少し早いんでございますけれども、皆さんおそろいのようにございますので、ただいまから「食料・農業・農村政策審議会第11回家畜衛生部会」を開催いたしたいと思えます。

私は、本部会の事務局を担当しております動物衛生課長の川島でございます。

今回、食料・農業・農村政策審議会の委員、本部会の臨時委員の改選が行われまして、それ以降、初めての部会の開催となりますので、部会長が選出されるまでの間、私が司会進行をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、委員の皆様方を御紹介させていただきます。配付資料の委員名簿をご覧くださいと存じます。

新たに家畜衛生部会に所属していただきます日本放送協会の合瀬委員でございます。

サントリービジネスエキスパート株式会社の近藤委員でいらっしゃいます。

有限会社広野牧場の廣野委員でございます。

NPO 法人田舎のヒロインわくわくネットワークの山崎委員でいらっしゃいます。

引き続き、臨時委員として所属していただきます岐阜大学の石黒委員でいらっしゃいます。

鳥取大学の伊藤委員でいらっしゃいます。

株式会社鹿児島くみあいチキンフーズの岩元委員でいらっしゃいます。

株式会社大迫ファームの大迫委員でいらっしゃいます。

国立感染症研究所の岡部委員でいらっしゃいます。

鹿児島県曾於農業共済組合の岡本委員でいらっしゃいます。

株式会社クレストの栗木委員でいらっしゃいます。

愛知県経済農業協同組合連合会の合田委員でいらっしゃいます。

北海道十勝家畜保健衛生所の西委員でいらっしゃいます。

東京大学の真鍋委員でいらっしゃいます。

帝京科学大学の村上委員でいらっしゃいます。

動物衛生研究所の毛利委員でいらっしゃいます。

ほかに委員といたしまして、青山学院大学の三村委員、それから、臨時委員といたしまして、東京農業大学の林委員、酪農家の松井委員、有限会社上旭肉牛牧場の萬野委員にも所属していただいておりますけれども、本日は御都合により御欠席でございます。

ただいま御紹介させていただきましたとおり、現在、家畜衛生部会の委員数は20名でございます。本日御出席いただいている委員は16名でございます。よって、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定により、本部会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日は、農林水産省から消費・安全局長の奥原、審議官の三浦、総務課長の姫田ほか出席をさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の奥原から御挨拶を申し上げます。

○奥原消費・安全局長 おはようございます。消費・安全局長の奥原でございます。よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

それから、このたびは、この家畜衛生部会の委員をお引き受けいただきまして、本当に心から御礼申し上げたいと思います。

昨年から今年にかけて、口蹄疫、それから、鳥のインフルエンザ等、相当な発生を見まして、家畜の伝染病が国民の関心を相当大きく集めるという事態になりました。特に昨年の4月に発生をいたしました宮崎県の口蹄疫では、30万頭に及ぶ家畜の殺処分を行うことになりましたし、終息まで3か月近くかかるということで、相当大きな問題になったわけでございます。

この口蹄疫の対応につきましては、その当初から、日ごろからの防疫体制がどのようになっているのか、通報は早かったのか、遅かったのか、初動段階での対応がきちんとしていたかどうか、そういうことが随分問われました。そのことを踏まえまして、昨年の8月から11月にかけて、口蹄疫対策の検証委員会というものを開催いたしまして、合瀬委員ですとか、真鍋委員にも入っていただきまして、相当突っ込んだ議論をしていただきました。この検証委員会は都合17回やっております、かなり厚い報告書をまとめていただいたということでございます。

この報告書を踏まえる形で、この通常国会に家畜伝染病予防法の改正法案を提出いたしました。農水省の中での法律は3本ございまして、その中で提出順は3番目でしたが、この重要性に鑑みまして、国会でも最初にこの法律が審議をされて、最初に成立をしております。

この検証委員会の報告を踏まえて家伝法の改正は行われたわけでございますけれども、そのポイントは何といたしまして、予防措置、特に日ごろからのウイルスが農場に入らないような対策をどういうふうにするかということ。これは農場段階もございまして、それから、国境段階のこともございまして、それを含めて、日ごろからの予防措置をきちんとするということが1つ。

それから、もう一つは、通報をいかに早くするかということが非常に重要でございます。通報が遅れるたびごとに、その感染の広がりはどんどん増えていくということになりますので、通報をいかに早くするか。

それから、3つ目として、初動対応をいかにきちんと行っていくか、こういうことでございます。

この3点に特に主眼を置いて、今回の家伝法の改正も行われておりますし、これを達成するために相当いろんなところの規定の整備が行われております。例えば、殺処分をするときに家畜に対して手当金を出しておりますけれども、これも、予防措置や通報をきちんとやっていただく、あるいは初動に協力をしていただくことを前提として、従来は評価額の5分の4でございましたが、これを5分の5に引き上げております。その代わり、日ご

ろからの予防措置や通報に問題があった場合には減額をする。場合によってはゼロになるということを含めて、そういうことを盛り込んで今回の法律はできております。

検証委員会の報告を踏まえて、この法律はかなりいろんなことを整備をしたつもりではございますけれども、ただ、法律ができたから、これが現場できちんと動いていくということにはなりません。従来の行政の仕事の仕方、法律をつくったら世の中が変わるんだと思込んでいたところが随分あって、これが事態を改善しない大きなポイントだと我々は思っております。法律をつくった以上、法律にきちんと魂を入れていく。現場の農場のところまでその魂がきちんと伝わって、みんなで同じ取り組みをしていく、全員きちんとやっていくということが非常に大事なことと思っております。

この家畜衛生部会でもいろいろなことを御議論いただきますけれども、特に中心となりますのは、この法改正を踏まえまして、予防措置であります飼養衛生管理基準、農場が日ごろからの衛生管理をどういうふうにするかというポイントの衛生管理基準、それともう一つ、病気が起きたときの防疫体制をどういうふうにしていくか、この段取りを決めている防疫指針、この2つが特に重要なテーマと我々は考えております。

これにつきましては、最新の科学的な知見をベースに考えるということが必要でございますし、それから、先進国でそれがどういうふうになっているかということも十分に踏まえた上でつくっていかねばいけないと思っております。

それから、もう一方では、現場の実態がどういうふうになっているのか。農場の状況も千差万別でございますので、かなり手薄いところから、相当きちんとやっているところまでございます。そのどこをベースに物事を考えていくのかということもございまして、今回の検討に当たりましては、現地を見ていただくということも何回か設けたいと思っております。現場の実態を踏まえながら、最新の科学的な知見、あるいは先進国の状況、これを踏まえて、現場できちんとワークをする、これからいろんな重要な病気の発生を抑えることができる、仮に発生したとしても、すぐに通報されて、早期にそれを終息させることができる、こういう体制をきちんとつくっていきたいと思っております。

そういう意味で、委員の方々には大変御苦勞をおかけすることになると思っておりますけれども、重要なテーマでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○川島動物衛生課長 ありがとうございます。

それでは、冒頭のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料といたしまして、資料1～8まで、それから、参考資料をお配りしておりますので、御確認をいただければと思います。もし落丁等ございましたら、事務局にお知らせをいただければと思います。

次に、本日の会議の進め方についてでございますけれども、まず、事務局から本部会について簡単に御説明をさせていただきました後に、食料・農業・農村政策審議会令第6条に基づきます部会長の互選、それから、部会長代理の指名をしていただきたいと思いますとお

ります。その後、家畜衛生をめぐる情勢、口蹄疫対策検証委員会報告書、家畜伝染病予防法の改正について、事務方から御説明をさせていただき、各諮問事項について御審議をいただくこととしております。

それでは、事務局から、本部会について御説明を申し上げます。

○伏見国内防疫調整官 それでは、資料1に沿って御説明いたします。まず、家畜衛生部会についてでございますが、食料・農業・農村政策審議会決定ということで、第1条に審議会において部会を置きとありまして、家畜衛生部会はその中に入っております。所掌事務として、家畜伝染病予防法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること、2つ目として、重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議することが定められております。

1枚めくっていただきますと、その家畜衛生部会の運営内規ということで、第2条に、当部会の中には、牛豚等疾病小委員会、家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会と3つの小委員会がございます。後ほどの説明の中で小委員会についても御説明させていただきます。

以上でございます。

○川島動物衛生課長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問がございますでしょうか。

もしないようでしたら、次に、部会長の互選に移らせていただきたいと思えます。部会長は、食料・農業・農村政策審議会令第6条第3項の規定によりまして、本部会に所属していただいております合瀬委員、近藤委員、廣野委員、三村委員、山崎委員の5名の委員の中から、本部会に属する委員の互選によって定めることとされてございます。部会長の互選について、何か御意見がございましたら、お願いをいたします。

お願いいたします。

○合瀬委員 5人の中からということでございますので、農政を生産側、消費側の双方からご覧になっている近藤先生にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○川島動物衛生課長 ただいま合瀬委員から、近藤委員に部会長をお願いしてはどうかという御提案をいただきましたけれども、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川島動物衛生課長 それでは、異議がないようでございますので、互選によりまして近藤委員が本部会の部会長となりました。

近藤部会長には、部会長席にお移りいただきまして、御挨拶をいただきたいと思えます。また、恐縮ではございますけれども、以後の議事の進行についてお願いをしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○近藤部会長 それでは、ただいま御推薦いただきまして、部会長の役を仰せつかりました近藤でございます。皆様、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、今、合瀬委員からお話しいただきましたけれども、食品企業で長年、消費者の食

の安全とコミュニケーションという仕事に携わってまいりました。それで、技術的な問題であるとか、科学的な問題については十分な知識を持っているわけではございませんけれども、消費者の目といたしますか、国民の視点で、農政、行政について何らかのお役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。部会長代理につきまして、食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定によりまして、部会長が指名することになっております。私からは、口蹄疫対策検証委員会の委員として御活躍になられ、また、家畜伝染病予防法改正の基礎になります報告書の作成にも携わってこられました合瀬委員にお願いしたいと思っておりますけれども、合瀬委員、いかがでございましょうか。

○合瀬委員 よろしく願いいたします。

○近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、合瀬委員に部会長代理をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございませけれども、事務局から、家畜衛生をめぐる情勢、口蹄疫対策検証委員会報告書並びに家畜伝染病予防法の改正につきまして御説明をいただきたいと思っております。

○伏見国内防疫調整官 それでは、私、伏見から説明させていただきます。資料は2～4、ポイントを絞って御説明させていただきます。

まず、資料2でございませが、「家畜衛生をめぐる情勢について」ということで、この資料2の中には、2-1で「宮崎県における口蹄疫について」、2-2で「鳥インフルエンザについて」、簡潔にまとめてございませ。

下の真ん中辺りにページが書いてありますが、2ページをご覧いただきまして、「口蹄疫について」ということで、御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、口蹄疫とは、牛・豚などの偶蹄類が感染する伝染病でございませ。写真の下の枠囲みの中に、家畜の感染症に関する国際機関であるOIE（国際獣疫事務局）が最も警戒する感染症の1つと位置づけている病気でございませ。

3ページ目をお願いいたします。「世界における口蹄疫の状況」ということで、ご覧いただきますと、ピンクのところが発生しているところとございませして、近年、中国、韓国を初めとする近隣のアジア諸国において口蹄疫が継続的に確認されています。農林水産省におきましても、動物検疫を強化いたしまして対応しているところとございませ。

4ページ目をお願いいたします。昨年4月に発生いたしました「宮崎県における発生及び対応状況について」でございませが、左に地図を書きまして、右側に対応がございませ。4月20日に10年ぶりの口蹄疫の発生がございませして、次のページに出てまいりますが、5月19日に政府対策本部においてワクチン接種の実施を決定いたしまして、その地域は7月18日には移動制限解除になりまして、7月27日にはすべての移動制限が解除になったという説明でございませ。

5 ページ目をお願いいたします。「我が国で初めての緊急ワクチン接種について」です。宮崎県東部において急速に感染が拡大しているという状況の中で、他の地域に感染するおそれが出てきたということで、緊急ワクチン接種の実施を決定した。それが先ほど申し上げた5月19日でございますが、右側のグラフでございますが、22日に接種を開始して、緑色でございますが、ワクチン接種の効果もございまして、発生は減少していったということが示されております。

6 ページ目には支援措置等を書いてございますが、飛びまして8ページ、鳥インフルエンザの関係でございます。鳥インフルエンザの対策の概要を示しております。大きく分けて、水際の動物検疫の強化、発生予防対策、下の右側に、万が一発生した場合のまん延防止対策ということで、それぞれ、動物検疫体制を確立すること、農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施、それと、万が一発生した場合には迅速なまん延防止対策を取ることが図式化されております。

9 ページ目でございます。昨年11月から本年3月にかけて発生がございました。右側の緑色の部分は、野鳥での確認は全16県であったということでございます。下の方に書いてございますけれども、オレンジで囲まれているところが家きんでの発生。残念なことに、全9県24農場で発生をしたということでございます。

10 ページ目がこれまでの過去の発生でございまして、11 ページ目には海外における発生状況ということで、それに伴う我が国の措置が書いてございますが、地図を見ていただきますと、色のついた部分がアジアを中心に鳥インフルエンザの発生地域でございまして、かなりの発生地域があるということでございます。

12 ページ目、13 ページ目は、先ほど9県24事例発生したということで、それぞれ発生状況について、ポイントで書いてございます。

資料2は以上でございます。

資料3も、概要について御説明いたしますが、口蹄疫対策検証委員会報告書ということで、昨年11月24日に第三者である委員の方々にまとめていただいたものでございます。

ポイントだけ申し上げますと「第1 はじめに」の4つ目のマルに、最も重要なのは「発生の予防」と「早期の発見・通報」更に「初動対応」と書かれておりまして、その後、第2で問題点が10個ほど指摘されております。

2 ページ目にまいりますと、それに対する「第3 今後の改善方向」ということで、まず最初に国・都道府県・市町村などの役割分担を明確にしということで、役割分担の明確化、役割分担、連携の在り方等が示されております。

概要の3ページにまいりますと、「3 我が国への口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方」ということで、これは動物検疫の強化について言っているものでございまして、口蹄疫ウイルスの侵入を防止するための措置を強化すべきということが書かれております。

「4 畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方」ということで、最初のマルのところ、口蹄疫の発生防止のためには、日ごろからの畜産農家のウイルス侵入防止措置

が何よりも重要ということ、3つ目のマルに、また、飼養衛生管理基準の内容をより具体的なものとする必要があるということで、後ほど別の資料で説明があります。

4 ページ目にまいりまして、「6 患畜の早期の発見・通報の在り方」ということで、早期の発見・通報を徹底するための手段として、具体的な通報ルールをつくべきという指摘がなされております。

飛ばさせていただきますが、5 ページ目でございますが、「第4 おわりに」ということで、最後のまとめとして、国においては、家畜伝染病予防法の改正、的確な防疫指針の提示を初めとしたさまざまな具体的な改善措置を早期かつ確実に実施することということで、冒頭、局長の挨拶の中で申し上げておりました、早期、確実にやっていくということでございます。

あと、都道府県においては、畜産農家においてはと、それぞれ書かれておまして、最後の締めくくりに、最も重要なのは「発生の予防」と「早期の発見・通報」更に「初動対応」であり、関係者がこの点に力を傾注することを強く期待というふうに締められております。

また飛ばしますが、資料4をお願いいたします。これは既に改正された家畜伝染病予防法の法律の概要でございます。これもポイントだけ説明させていただきます。

まず最初に、今日御審議いただきますが、1の(1)で口蹄疫等の家畜伝染病に関し、防疫指針を作成するものとするとなっております。

2 ページ目に行っていただきまして、「3 我が国へのウイルス侵入防止措置の在り方」ということで、国の家畜防疫官は、海外からの入国者に対し、質問を行ったり、その携帯品の検査を行うことができるものとするということも書かれております。

「4 畜産農家のウイルス侵入防止措置の在り方」ということで書かれております。

3 ページ目にまいりますが、中段に「6 患畜の早期の発見・通報の在り方」ということで、農林水産大臣が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師・所有者は、都道府県知事へ届け出るものとするということでございます。

4 ページ目にまいりますが、「11 その他」の(1)に、今日も説明がありますけれども、家畜伝染病の定義に関しということがございまして、所要の見直しを行うものとする書かれております。

最後は、5 ページ目の一番下の「12 施行期日」でございますが、これは段階的に施行するということが書かれてございまして、周知徹底しなければいけないものについては、6 か月を超えない範囲で施行していくということでございます。

非常に簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

○近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容につきまして、各委員から御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、次は、農林水産大臣からの諮問事項に移りたいと思います。

まず、事務局から、諮問文についての説明をお願いいたします。

○川島動物衛生課長 資料5をごらんいただきたいと思います。諮問ということで、諮問文を読み上げさせていただきたいと思います。

家畜伝染病予防法の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めるとなっております。

- 1 家畜伝染病予防法施行令第1条を改正し、小反芻獣疫の対象家畜として、鹿を定めること。
- 2 令第1条を改正し、低病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を定めること。
- 3 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に変更すること。
- 4 家畜伝染病予防法施行規則第2条を改正し、小反芻獣疫を届出伝染病から除外すること。
- 5 規則第2条を改正し、低病原性ニューカッスル病を届出伝染病に指定すること。

となっております。これらの5項目につきましては、7月の施行を予定しております。即日の御答申をいただければと考えております。

それから、もう一枚めくっていただきまして、同じように記から読ませさせていただきます。

- 1 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 2 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 3 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を変更すること。
- 4 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針を変更すること。
- 6 飼養衛生管理基準を改正すること。

となっております。これら6項目につきましては、牛豚等疾病小委員会及び家きん疾病小委員会におきまして、技術的・専門的検討をしていただいた上で、その報告を踏まえまして、改めて御審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま諮問されました事項について審議していきたいと思っております。事務局から御説明をお願いいたします。

○川島動物衛生課長 資料6をご覧ください。御審議をいただきます時間をできるだけ多く残したいと考えておりますので、資料6-1～6-5まで通して、まず御説明を申し上げたいと思っております。その後、御審議をいただきたいと考えております。

まず、1枚めくっていただきまして、資料6-1をご覧ください。先ほ



ど読み上げさせていただきました。諮問事項のうちの1と2でございまして、小反芻獣疫の対象家畜として、鹿を定めること、2といたしまして、低病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を定めることについて御説明を申し上げたいと思います。

1枚めくっていただきまして2ページをご覧くださいと存じます。今回の法改正によりまして、海外での発生状況ですとか、OIEという国際機関の基準との整合性を図る観点から、以下の3つの改正が行われてございます。まず、届出伝染病に指定をされてございました「小反芻獣疫」を家畜伝染病に追加する。「高病原性鳥インフルエンザ」につきまして、強毒タイプを「高病原性鳥インフルエンザ」に、弱毒タイプを「低病原性鳥インフルエンザ」に分割する。「ニューカッスル病」の対象範囲を病原性の高いものに限定するということになってございます。

家畜伝染病の指定の考え方が参考に書いてございますけれども、病性、発生状況、あるいは予防・治療方法があるかないか、畜産をめぐる状況、こういったものを勘案しまして、蔓延を防止するため、殺処分等の家畜伝染病予防法に基づきます強力な措置を講ずる必要がある疾病を家畜伝染病に指定をしているということでございます。具体的には4つ、こういった要素を考慮して判断をしておるということでございます。

2でございしますが、対象家畜の指定ということで、今回の諮問事項になってございますけれども、まず、小反芻獣疫でございまして、届出伝染病の対象家畜として現行制度上指定されているものと同様に、法で対象家畜に定められております「めん羊」「山羊」に加えまして「鹿」を定めるという内容でございまして。

2番目としまして、低病原性鳥インフルエンザでございまして、高病原性鳥インフルエンザと同様に、法で定められております「鶏」「あひる」「うずら」に加えまして「きじ」「だちょう」「ほろほろ鳥」「七面鳥」を定めるということでございます。

対象家畜の指定の考え方が参考でございますが、牛、豚、鶏、こういった我が国畜産業にとって欠くことのできない、いわゆる基幹的な家畜については法で指定をする。

一方、基幹家畜ではないけれども、畜産業として一定程度定着しているというものにつきましては、政令で指定をするという考え方でございます。

1枚めくっていただきまして3ページでございしますが、政令案の新旧対照条文が付いてございまして、上段が改正案でございまして。

次の4ページをお開きいただきますと、右から2番目に小反芻獣疫、鹿となつてございます。それから、4つ目、真ん中ほどに、低病原性鳥インフルエンザとして、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥が規定をされているというものでございます。

御参考でございますが、5ページでございまして。小反芻獣疫という疾病についての概要を御説明しております。鹿ですとか、山羊、めん羊、こういったものが感染をする、致死率が極めて高い疾病でございまして、7のところには有効な治療法はないとなつてございます。

6 ページをご覧くださいまして、最近の発生状況でございますが、1997 年と 2009 年の状況を比較してございます。発生地域は、主として南アジア、中東、アフリカ、そういったところで発生をしてございますけれども、下の欄にございますように、最近の発生状況、地域、頭数を見ていただきますと、増加をしているという疾病でございます。

続きまして、7 ページでございますけれども、「高病原性鳥インフルエンザとは？」という資料がございます。2 番目の症状のところ、強毒タイプは死亡率が極めて高い、弱毒タイプは死亡率は高くないけれども、強毒タイプに変異する可能性があるということで、我が国ではこれまで弱毒タイプ、強毒タイプを含めて、高病原性鳥インフルエンザとしてございました。

1 ページめくっていただきまして 8 ページでございます。今回の法律改正によりまして、新たな定義をつくるということでございまして、高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザに分割をするということでございまして、それぞれ従来の強毒型、弱毒型に対応しておるということでございます。ウイルスという欄にございますが、高病原性のウイルスは OIE が作成した基準により高病原性インフルエンザと判定された A 型インフルエンザ、低病原性の方は、それを除きました H 5、H 7 亜型の A 型インフルエンザウイルスと考えてございます。

続きまして、10 ページをお開きいただきたいと思っております。諮問の 3 番目になります。高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針を、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針に変更することになってございます。

11 ページをお開きいただきますと、その変更の内容が書いてございます。2 のところでございますけれども、今回の変更につきましては、基本的には名称の変更に伴う変更ということで、現行の防疫指針の中で、①は、強毒タイプ、弱毒タイプに共通して適用されているものについては、それぞれ改正後の高病原性、低病原性に適用するといった内容でございます。また、②は、強毒タイプのみ適用される事項につきましては、改正後の高病原性、③は、弱毒タイプのみ適用する事項につきましては、低病原性に適用するという改正をしたいと考えてございます。

先ほど申しましたように、今回、即日に御答申をいただくものにつきましての名称の変更に伴うものでございまして、抜本的な防疫指針の見直しにつきましては、今後、現場の実態等をよく調査をした上で、家畜疾病小委員会において更に検討を進めてまいりたいと考えているものでございます。

12 ページ以降に、改正をいたします対照条文を付けてございますけれども、先ほど御説明を申し上げましたことがここに書かれてございますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。12～19 ページ辺りまで、この名称の変更に伴う改正が書かれておるということでございます。

先に進むようで恐縮でございますが、資料 6 - 3、20 ページをお開きいただきたいと思っております。諮問事項の 4 と 5 でございます。小反芻獣疫を届出伝染病から除外すること、そ

れから、規則第2条を改正し、低病原性ニューカッスル病を届出伝染病に指定することが書いてございます。

次のページをごらんいただきたいと思いますが、21ページでございます。小反芻獣疫の削除でございますが、改正家伝法によりまして、新たに家畜伝染病に指定されましたので、届出伝染病から除外をすることが1の内容でございます。

また、低病原性ニューカッスル病の追加でございますけれども、改正法によりまして家畜伝染病から除外されました弱毒タイプの低病原性ニューカッスル病につきまして、引き続き発生状況を行政で把握し、農家によります自主的な防疫措置の実施を促すために届出伝染病に指定するというものでございます。

ニューカッスル病の説明につきましては、戻っていただきまして恐縮でございますが、9ページに「ニューカッスル病とは」という病気の簡単な説明が書いてございます。症状のところ、これまでの整理では、強毒型、中等毒型、弱毒型と書いてございますけれども、今回の改正によりまして、中等毒型というのは、ウイルスの性状によりますけれども、大部分が強毒型になってくるのかなと見ておりますけれども、今回はこの2つに分割することを考えてございます。

また次に進んでいただきまして、22ページをお開きいただきたいと思いますが、先ほど御説明いたしました規則の一部を改正する症例案の対照条文が付いてございまして、上の段が改正案、下が現行でございます。

1ページめくっていただきまして23ページの上段、中ほど、やや左のところに、仮性皮疽とございます。その下の表を見ていただきますと、仮性皮疽の隣に小反芻獣疫とございますが、これを先ほど申しましたように削除するという形で、ここから消えてございます。

それから、もう少し左に行っていただきまして、低病原性ニューカッスル病といたしまして、鶏、あひる、うずら、七面鳥と規定がされているということでございます。

続きまして、25ページ、資料6-4をごらんいただきたいと思いますが、諮問1~5まで御説明を申し上げたいと思います。1番の牛疫、2の牛肺疫についての指針を制定する。3は、口蹄疫についての指針を変更すること。4は、アフリカ豚コレラに関して制定をする。5、高病原性インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザに関する特定指針を変更するという内容の諮問になってございます。

26ページでございますが、「特定家畜伝染病防疫指針の変更について」ということでございまして、経緯、背景を御説明申し上げております。急速に伝染するといったものについては、一定水準の対応を取るということで、農林水産大臣で防疫指針が定められてございますけれども、先ほど御説明申し上げました口蹄疫対策検証委員会でいろいろと防疫指針につきまして問題点が指摘をされているということございまして、3でございますけれども、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針につきましては、抜本的な見直しをする必要があろうと考えております。

また、現在、指針が定められてございません牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、こういったものにつきましても、特に病性が強いといったことを考えまして、制定をしたいと考えてございます。

続きまして、27 ページ、資料 6－5 でございますが、飼養衛生管理基準を改正することになってございまして、28 ページでございましてけれども、飼養衛生管理基準というものについての御説明がございまして。伝染病の発生防止、蔓延防止のためには、やはり発生前の段階から家畜の所有者によります家畜の衛生管理を徹底をする必要があるということで、現在、家伝法の中に基準が定められてございまして、マルのところでございますように、1～10 の項目、消毒ですとか、ネズミですとか野鳥の野生動物対策、こういった内容が 10 項目ほど、現在、規定をされてございます。

29 ページ以降、牛、豚、鶏ごとのチェック表がございまして、現行の基準に基づいた指導がこれまでなされてきているということでございます。

33 ページ、その改正についてということでございます。口蹄疫対策検証委員会の御報告の中で、先ほどの 10 項目が掲げられてはいるけれども、緊迫感や具体性に欠け、実効性に乏しいものであったという御指摘を受けてございまして、これを見直しまして、より具体的にいたしまして、畜産農家が確実に遵守できるようにするべきであるという御指摘でございますので、きちんと現場の実態等をよく調査した上で、大幅に改正をする必要があらうと考えているという内容でございます。

最後のページは、法律の関連条文をお示ししているものでございます。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。

そうしますと、まず初めに、資料 6－1～6－3 で御説明のありました、7 月の施行を予定しておる事項について、委員会の御意見や御質問をちょうだいしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほかにないようでしたら、ただいまの諮問事項につきましては、この案で了承ということになるかと思っておりますけれども、よろしゅうございませうか。

どうぞ、西委員。

○西委員 十勝家畜保健衛生所の西ですが、案については、これでよろしいと思っております。

私ども、現場をあずかりますと、高病原性鳥インフルエンザだけでなく、死亡率が高い、あるいは産卵率が落ちる場合、いろんな病気の診断を想定しながらやっていたかなければならないということで、今回、陰に隠れがちだと思っておりますけれども、ニューカッスル病ですね。今までは病原性が高くても低くてもニューカッスル病という位置づけになっていて、それは法定伝染病だったんですが、今回、低病原性については届出ということで、防疫措置が非常に変わってくることになろうと思っております。これは実際には家きん疾病小委員会で議論されることかと思っておりますが、低病原性のニューカッスル病の最終的な診断の部分が

ありまして、リファレンスといって、最後、だれが診断してというのがあると思うんですけども、そこに是非とも動物衛生研究所の役割を盛り込んでいただきたいと思います。

その理由といたしましては、最終的な診断をするときに、いわゆる動物実験も含めてこの病気を決定するとなっておりますので、家畜保健衛生所ではできない部分もございますので、そういったことも御検討いただければと。これは先の話かと思えますけれども、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○近藤部会長 ありがとうございます。

これは御意見をちょうだいしておくということによろしいでしょうか。

○西委員 はい。

○近藤部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。合田委員。

○合田委員 今のニューカッスル病のことにしまして、動物衛生課長からもお話ありましたように、強毒、中等毒、弱毒と。弱毒というのはワクチン株に近いと、こういうふうに考えればいいんですね。

○川島動物衛生課長 ワクチン株によるものは勿論、病気ではないということで整理をしていきたいと思えます。

○合田委員 ワクチン株に近いような弱毒ということになると、症状としては、なかなか野外ではとらえられないと思うんです。何かの混合感染のときにウイルスが取れてきた、そういう場合を想定すればいいという考えでよろしいんですね。

○川島動物衛生課長 はい。

○合田委員 わかりました。

○近藤部会長 では、廣野委員、お願いいたします。

○廣野委員 飼養衛生管理基準の改正についてなんですけれども、このことを現場の生産者、農家の方に、どういうふうにこれから実施できるようにするのか。多分、段階的に考えておられると思うんですけれども、これをすぐに現場で実行しなさいと言っても、なかなかすぐいかない部分があると思うんです。時間をかけて、具体的に、段階的にやっていかなければ、なかなか実行できないと思うんですけれども、国として、その辺をどういうふうにこれから末端まで周知徹底して実効あるものにしていくのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○川島動物衛生課長 飼養衛生管理基準につきましては、これから、それぞれの小委でよく現場の状況も踏まえた上でいろいろ御審議をいただくということを考えております。それからまた、そういう案が出てまいりましたら、当然でございますけれども、各都道府県の御意見も聞くとか、いろいろ御意見を聞いた上で、きちんとしたものにしていきたいと思っております。

それから、飼養衛生管理基準につきましては、実際に適用する場合には、農家の方にま

ずよく理解をしていただいて、遵守をしていただくことが必要でございますので、説明を十分にしたいと思っております。家畜保健衛生所等を通じて説明、こういったことをやりたいと思っておりますし、また、一部、直ちに遵守ができないというような農家の方々もいらっしゃるかと思いますけれども、そういう場合につきましては、この法律の中でも規定されてございますけれども、指導の方から順次始めていって、守っていただけるように、今、導いていくというか、促しているというような仕組みが法律の中にも書いてございますので、そういった考え方にのっとり、的確に、最終的には守っていただけるように進めてまいりたいと考えております。

○廣野委員 できるだけ早く進めていただきたいと思いますと思っております。

○川島動物衛生課長 はい。

○近藤部会長 直接の内容ではございませんけれども、重要な御指摘だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

細かいことで恐縮なんですけれども、「鹿」が平仮名から漢字になるというのは何か意味があるんですか。

○川島動物衛生課長 これは、最近の法律の一般的な改正に合わせた形での整理がされているということでございます。

○近藤部会長 ほかにいかがでございますか。

毛利委員。

○毛利委員 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の制定ですけれども、牛疫そのものが根絶宣言をされようという動きがある中で、こういうことというのは、根絶があるからあえて制定するのか、その辺のところの理解がしにくいんですが。

○川島動物衛生課長 これは重要な病気であるということで、何か起きたときにきちんと対応ができるようにするために定めるというのが基本的な考えでございますが、今、毛利委員がおっしゃったように、今年の5月、今月には、OIEとFAOから恐らく撲滅宣言が出されるであろうということになってございますけれども、やはり各国でまだウイルスですとか、そういったものも持っておりますし、これについて、これからどう取り扱うかということも議論されるようでございますので、場合によっては、何らかのアクシデントで発生するという事態も想定されますので、念には念を入れて準備をしておくという考え方でございます。

○毛利委員 わかりました。ありがとうございました。

○近藤部会長 村上委員、どうぞ。

○村上委員 質問は牛疫に関してですが、反芻獣疫を含めた形での防疫指針を考えられているのかどうかということをお伺いします。

それから、意見として、牛疫に関しての指針をつくっておくということは必要なことだと思っております。生物剤としてのテロ対策上の重要な病原体にも指定されているので、不備があってはならないと考えます。

○川島動物衛生課長 今、村上委員がおっしゃった反芻獣疫というのは、小反芻獣疫のことですか。

○村上委員 はい。

○川島動物衛生課長 現在は、法律 16 条の中で特に伝染力が強いということで対応する必要がある病気に限って考えてございまして、現時点では小反芻獣疫について含めることは考えておりません。

○近藤部会長 よろしいですか。どうぞ。

○岡本委員 私、共済組合で現場なんですけれども、このようなものをつくっても、宮崎の例で、超法規的な措置で種牛が残されたということと、もう一つが、我々の地域の農家さんでも、あれだけの補償をしてもらえるならば、逆に口蹄疫が出て殺処分してもらった方がいいということを言い出す方もいらっしゃるんです。そこら辺、農水はどのように考えているのか。1頭当たりの評価が非常に高過ぎると思うんです。共済組合でやっている評価と差があり過ぎるんですけれども、そこら辺、どのようにお考えなのか、教えてほしいんです。

○川島動物衛生課長 種雄牛の処分の問題につきましては、先ほど御説明申し上げました検証委員会でもいろいろ御指摘をいただいておりますので、防疫上に必要な措置について例外を認めるべきではないという御指摘を受けておりますので、そういったことについて、防疫指針の中にきちんと書き込んでいきたいと考えてございます。

それから、農家さんが、あれだけの補償をもらえるならばというようなことでございますが、今回の検証委員会の報告にも御指摘をいただいておりますし、家伝法の改正もそういう形を踏まえて規定をされてございます。農家さんに十分な補償をする一方で、衛生管理をきちんとしていないですとか、あるいは届出が遅れたですとか、あるいはまん延防止措置に協力をしていただけないというような場合には、一定の罰則というか、ペナルティーを科すべきであるということで、いわゆる手当金につきましても、減額ですとか、返還をするといった仕組みを盛り込んでございますので、そういった制度をきちんと運用していきたいと考えております。

○近藤部会長 時間がありますので、諮問の件に関してだけ、今、お時間をちょうだいしたいと思いますけれども、よろしいですか。どうぞ。

○山崎委員 家畜の飼養基準なんですけれども、今回の口蹄疫にしろ、それから、鳥インフルエンザにしろ、主に大規模農家の問題が多くて、適切な面積と、適切な頭数が基本的に成り立っていないと、いろんな病気が出たときのまん延がひどくなって、リスク管理が大きくなってしまうという、そこら辺のところもきちんと押さえて飼養基準をつくっていただきたい。

あと、小規模農家と大規模農家というのは、大規模農家というよりも、牛もそうですが、鶏などは企業経営になってしまうので、そここのところの違いをどういうふうにして、農家がどう取り組んでいくかということが基本的に問われることになると思うんです。

○川島動物衛生課長 私の説明が時間の関係もございまして、はしょってしまった部分があるかと思いますが、今、御指摘いただきましたことにつきましては、やはり必要だという御指摘を実は検証委員会からも受けてございまして、例えば、資料6の33ページの①のオでございすけれども、大規模経営については、感染した場合の影響が大きいということで、早期の発見とかが確実に行われるようにするために、家畜保健衛生所とか獣医師会などとの連携の取れる獣医師を置くですとか、あるいは、その次でございすますが、飼養規模・密度などを含めた畜産経営の在り方について、一定のルールとか、コントロールできるようなことも検討すべきだということが指摘されておりまして、この改正法におきましても、飼養規模の区分に応じて飼養衛生管理基準を定めるといったことを検討してまいりたいと考えてございす。

○山崎委員 その場合に、例えば、国は大規模経営の効率化を求めた畜産経営を進めていらっしゃるけれども、そうやっていけばいくほど、自由化になって、グローバル化になって、餌であったり、草であったり、制限なくいろんなものが入ってきます。そのときに、農家自身がこういう問題を起こすというよりも、勿論、野鳥であるとも言われていますけれども、餌であったり、飼料であったり、そういう問題の方が大きくなってきて、それに対して、今以上に対応しないと成り立っていかないというか、そういう問題が大きいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○近藤部会長 今、進めなければならぬ内容と少し重要度が違ってきて、大変重要な問題の御提起だと思いますけれども、諮問を進める順番から言いますと、今、御回答ができればいいのですが、この部会の別なときに問題提起を再度していただくということによろしゅうございすか。

○山崎委員 後でもいいですけれども。

○近藤部会長 本日はないと思うんですけれども、小委員会等の進め方の中でその議論が起きてくる可能性があると思いますので、本日は、この時間については、諮問事項に絞らせていただきたいと思います。

○山崎委員 飼養基準の話し合いの中で是非考えていただきたいと思います。

○近藤部会長 小委員会の方でまたよろしく願いいたします。しっかりお伝えしていきたいと思ひます。ありがとうございます。

どうぞ。

○岡部委員 感染研の岡部ですが、この諮問事項の説明資料について質問してよろしいですか。

○近藤部会長 はい。

○岡部委員 7ページ「高病原性鳥インフルエンザとは」というところなんですけど、説明の下の方で、家きん疾病小委員会でも議論したはずなんですけど、②の「家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません」というのは、正確ではありません。世界的には極めて稀ながら報告され



たことがあるのだが、日本ではこういうことはあり得ないだろうということであり、食品安全委員会でもそのように述べています。この説明をいつまでも農水で使うのは非常に誤解が出てくると思います。

○伏見国内防疫調整官 今、小委員会でもまさに継続中の話でして、今回は書かせていただきましたけれども、気をつけたいと思います。失礼いたしました。

○近藤部会長 これ、日本語としてすごくわかりにくいですね。否定が最後の最後に出てくる。

○岡部委員 否定的なのかどうかともわからない。

○近藤部会長 それについては、改めてきちんと検証していただきたいと思います。

○川島動物衛生課長 今、見直しをしておりますので。

○伏見国内防疫調整官 現在、小委員会の中で、岡部先生の指摘を受けて検討していますので、なるべく早くしたいと思います。

○近藤部会長 よろしく願いいたします。

よろしければ、ただいまの諮問事項につきましては、この案で御了承いただくということではよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御了承いただきました、この5項目につきましては、それぞれ事務局案が適当である旨の答申を行うということで、今後、事務局において必要な手続を進めるということにさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料6-4の特定家畜伝染病防疫指針の変更についてと、資料6-5の飼養衛生管理基準についてに移りたいと思います。これらの諮問事項につきましては、牛豚等疾病小委員会及び家きん疾病小委員会において、技術的及び専門的検討をした上で、その報告を踏まえて改めて審議したいとの御説明が先ほど事務局からはございましたけれども、現時点で、本日御欠席の松井委員と萬野委員からそれぞれ御意見をちょうだいしておりますので、初めに事務局からそれを御紹介させていただきたいと思います。

○伏見国内防疫調整官 それでは、紹介させていただきます。代読させていただきます。

まず、松井博幸委員からですが、読み上げさせていただきます。

今回は、残念ながら欠席いたしますが、飼養衛生管理基準や防疫指針などの見直しに当たって、意見を述べさせていただきます。

1. 農場での消毒実施などを法律で義務化することは、理念としては理解できますが、それぞれの農場で施設や飼養形態が異なることから、画一的に細かく規制するのは難しいと思います。

2. 飼養規模や飼養形態などは、全国様々であり、例えば、酪農では、放牧なども推奨しています。飼養衛生管理基準を画一的な形で作ってしまうと、このような飼養形態が否定

されてしまうことを危惧します。

3. 家畜排せつ物に関する法規制が始まった際には、設備投資が必要になったこともあり、離農する者が出てきた。今回の法改正では、そのような現象が起きないようにしてほしい。

4. 衛生管理施設の整備については、助成措置の検討も必要なのではないか。ただし、施設整備に多額のお金をかけるよりは、生産者の衛生管理意識を高めることが大切であり、そのためにお金と時間をかけるべきです。また、生産現場で新たな飼養衛生管理基準を遵守するためには、一定の時間が必要であり、「規則の施行＝取締り」ではなく、数年かけて生産現場全体が遵守できるようにしてほしい。

5. 新たに建設する農場や設備については、防疫を重視した配置、構造となっているが、既存の農場では、まずは生産性向上を目的として畜舎や設備が設置されており、生活と生産が一体となったような形も多い。このような現場の実態も考慮して飼養衛生管理基準を検討すべきと考えております。

6. 農場への出入りを記録することの重要性は理解しますが、家族経営の農場では、非常に手間のかかる作業になります。生産者が習慣として無理なく実施できるような形で検討すべきです。

7. 飼養衛生管理基準を遵守しているかどうかについては、家保が指導、勧告、命令する形になり、法律を取り締まるような形となります。これまでは、取締り機関というよりは指導機関として、家保と生産者の良い関係が築かれてきましたが、今回の改正によってこの関係が壊れてしまい、地域としての防疫がかえってうまくいかなくなるようなことにならないかを心配しています。むしろ、市町村によって自衛防疫の意識に温度差があることから、自衛防疫の活動をもっと底上げしていくことに力を注ぐべきと考えております。

以上、松井委員でございます。

続きまして、萬野修三委員でございますが、萬野さんは肉用牛ということで「飼養衛生管理基準、防疫指針の見直しに当たっての検討課題」というタイトルで意見を頂いております。

大事な第一回目の会議を欠席することになり失礼いたします。

家畜伝染病予防法の改正を踏まえて、飼養衛生管理基準、防疫指針が見直され、さらに防疫マニュアル等が作成されると思います。

肉牛生産者としての視点から、課題として検討していくべきではないかと考えている事項を以下に示しますので、今後の検討に当たって参考にしていただければ幸いです。

1. 口蹄疫も含めて、病気の侵入やまん延を防ぐためには、生産現場で日々消毒を実施していくことが重要だと思うが、どのような設備、消毒剤を使用して進めていくべきか？

小規模の生産者が実行可能な方法、あるいは数千頭規模の大規模生産者が行うべき方法はどのような形になるのか、また、どのように遵守してもらうのか。

2. 今後、大規模農場で消毒の徹底を進めた場合、消毒剤を含んだ汚水が大量に出ることも考えられるが、どのように処理すべきなのか？

3. 家畜市場、食肉センター、配合試料工場、レンダリング工場、民間獣医師、動物医薬販売業者の拠点などでも、人や車両の出入りに当たって、消毒を徹底すべきではないか？

また、どのような方法で消毒し、どのように遵守してもらうのか？

4. 日頃の衛生管理として、消毒や農場への人、車両の入場履歴の記録・管理は必要であろう。改正された家伝法では、都道府県庁に定期的に報告することが義務化されると思うが、具体的にどのような方法、書式で行うのか？

また、報告の正確性はどのように担保するのか？

5. 口蹄疫が発生した時には、都道府県庁が初動対応することになっているが、その対応力にバラツキはないのか？

また、国は現地へ支援チームを送り込むと思うが、都道府県庁との役割分担や権限は整理されているのか？

6. 口蹄疫発生時には、殺処分、埋却を実施することになる。改正された家伝法では、事前の埋却地確保を義務化すると思うが、住宅地に隣接する牧場において、地域住民の承諾はスムーズに得られるのか？

7. 埋却地が離れている場合、ウイルスで汚染されている可能性が高い処分家畜を運搬する必要があるが、まん延防止など技術的な問題は解決されているのか？

このことは、レンダリング工場や焼却場で処理する場合も同様に問題となる。

8. 海外からの水際防疫措置は十分機能しているのか？

検疫探知犬等は不足していないのか？

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、御提出いただきました2人の委員の御意見以外に、皆様から御質問、御意見を募りたいと思います。先ほど山崎委員にいただきました御意見についても、後で何か御回答できればと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

では、先ほどの山崎委員のことで何か御説明いただけることがあれば。

○伏見国内防疫調整官 先ほどの山崎委員の御指摘でございますけれども、餌の関係、輸入飼料等についても動物検疫の対象物になってございますので、引き続き適正に管理していきます。あとは、私ども、海外での病気の発生状況を常に把握しておりますので、それは今も、まず情報交換し、情報を入手し、生産者の方に提供していきます。ただ、肝心なところは、とにかくウイルスを入れないという措置について、引き続き万全を期していきたいと考えております。

あと、昨年暮れから空港でも、消毒マット、あるいはアナウンスによって、海外から口蹄疫ウイルス、あるいは鳥インフルエンザのウイルスを侵入させないという目的で強化しておりますので、それについても、現在も引き続きやっておりますので、その節目、節目で更なる強化をしていきたいと考えております。

○近藤部会長 それでは、ほかの委員の方々から御意見、御質問をちょうだいしたいと思います

います。

廣野委員、お願いします。

○廣野委員 口蹄疫の場合に、消毒ということはどうしても重要視され、全てにおいて消毒をするようにと。例えば、牧場に入ってくる車であったり、牛舎であったり、牛体であったりの消毒ということになると思うのですが、我々生産現場で今、ポジティブリストということで、牛乳の管理を適正にするために、機械であったり、薬であったりというのを毎日記帳するのがやっと定着してきております。その中で、今から新しいやり方で、牛舎、牛体を消毒するということになりますと、牛体にかかった場合には、搾乳という段階で牛乳に消毒薬が混入する可能性があるんです。それを非常に気をつけなければならないということになると思うのですが、その辺り、薬の使用法だとか、その後の処置の方法で、牛乳に混入するリスクというか、そういう事は考えておられるのでしょうか。

○近藤部会長 お願いします。

○川島動物衛生課長 今、私どもで考えております消毒というのは、外部から農場の中に持ち込まれないようにする、そこを食い止めるというのを一番のポイントに考えていますので、やはり農場の出入口、あるいは畜舎の出入口のところに踏み込み消毒槽ですとか、噴霧器ですとか、そういったものを置いていただいて、入ってくる人なり、車両の消毒を徹底する、そこまではきちんとやりたいと。その場合も、これまでは、どういう消毒薬がどの程度の濃度で薄められれば効果があるのかというような具体的な情報も我々は十分提供してこなかったということも反省しておりますので、今後はそういう具体的な消毒薬の使い方といった情報を提供していきたいと考えております。

それから、今、廣野委員御指摘の牛体については、現在、農家さんでやっていらっしゃる、いわゆる搾乳時の清掃ですとか、水洗ですとか、そういったものをやっていただければ、それでいいのではないかとということで、そのところについて、こういう消毒薬を使って牛体消毒をするといったことまで今のところ考えているわけではございません。

○近藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

岡本委員、お願いします。

○岡本委員 私どもの地域は、小頭数飼いの和牛が多いんです。消毒、消毒と言うんですけども、では、消毒薬をどのようにして手に入れるか。獣医さんから買えばいいではないか。ところが、薬事法に引っかかって、我々はそう簡単には販売できないと。それから、販売する場合の容量が非常に大きいんですよ。18リッターとか。1頭、2頭飼っているおじいちゃん、おばあちゃんのところなどは、まず買えないんですね。一番引っかかるのが薬事法なんです。何とか、法の改正で、小分けして販売できる道をつくっていただければ非常に助かるんですけども。

○川島動物衛生課長 消毒薬の入手については、小規模の農家さんの場合であれば、農協とか、そういうところを使って入手されるのかなと思っていたんですが、現にそういう問題があるとすれば、現場で困っていらっしゃるということについては、何ができるかということ

は検討しないといけないと思いますけれども、薬事法の問題については、今、御指摘をいただいたことについて、担当に話をし、どういうことになっているのかということについては調べさせていただきたいと思っております。

○近藤部会長 山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 うちも、鶏も牛も飼っているんです。実は同じ問題で困っています。鶏は大体 400 羽、入れ替えするので、今は半分の 200 羽なんですけど、例えば、ニューカッスルであるとか、ワクチンを飲ますときに、そんなにたくさん要らないんです。しかも高価なものなので。前は分けていただいていたんですが、このごろはそれはできないということで、保健所でやっていただけなくて、できれば、小さな農家でもそれが手に入って、きちんと飼養の基本ができるような、そういう道もつくっていただきたいというのが願いです。

○近藤部会長 御意見、何か。

○川島動物衛生課長 そこも、今の岡本委員の御指摘と同じような課題だと思っておりますので、少し実態なりを調べさせていただければと思います。

○近藤部会長 岩元委員、お願いします。

○岩元委員 ブロイラーの関係でお願いしておきます。防疫指針と飼養衛生管理基準の見直しを小委員会ですでにされていくと思いますが、例えば、口蹄疫の移動制限区域の範囲と、ウイルスの性格上、果たして鳥の場合、10 km も必要であろうとか、EU みたいに 3 km ぐらいでいいのではないとか、ウイルスの性状、蔓延の仕方、そういったものをもう一回検証していただいて、移動範囲を定めるとか。

今回、鳥インフルエンザで一番被害を受けたのは、農家は勿論ですが、処理場とか、その範囲に入ったふ化場とか、結果、そちらのダメージが非常に大きいんです。現在、鶏卵の場合、検査をして大丈夫であれば出荷可能という状況ができておりますが、例えば、ブロイラーのふ化場などの場合、密閉したコンテナ車で輸送しますし、ひよこもふ卵器の中で消毒も一回されて、空調はありますけれども、密閉したコンテナ車で農場まで運んでいく。そういった意味では、拡散させるとか、そういったことにはならないような気がするわけです。そういったことも検証していただくということで、簡単に言うと、移動制限の距離を今の設定から見直しをしていただきたいということ、あるいはふ化場、そういったものの稼働をどこまで容認できるかということ、それから、同様なことを言えば、処理場も基本的には屠殺をして、製品になる過程で、生鳥の消毒から、一連の消毒をやるわけです。そういった意味では、インフルエンザをまん延させることにはならないのではないかと我々は考えております。そういったことで、家きん小委員会でも実態も確認しながら、是非検討していただければということをお要望申し上げます。

○近藤部会長 ありがとうございます。

しっかり委員会に伝えていきたいと思っております。

ほかに御質問、西委員、どうぞ。

○西委員 今、各委員から御発言あったとおり、いろんな飼養形態を持っていらっしゃる

ものですから、紙で提出された萬野さんも松井さんもそうだと思うんです。だから、いろんなパターン、どうしたらいいんだろうというのが出てくると思うんです。飼養衛生管理基準というのは、ある一定の基準を定めて、公表して、それを遵守していくということは重要なんですけども、私どもは都道府県ですから、それを実際に実行させるというか、守っていただくためにも、全国統一的とは言えないんでしょうけれども、それぞれの飼養形態に応じたやり方、実際に農家がどうやったらやれるんだろうというのを、どういう表現がいいかわかりませんが、技術的助言みたいな形の別なものをつくって、例えば、こういう農場ではこういう消毒の仕方をしましょうとか、勿論、それは都道府県がつくればいいでしょうということもあるかもしれませんが、国、農業団体とも一体となって、何かそういうものをつくっていくと、説明しやすいのかなと思います。例えば、北海道ではこういうふうにやりましょうと言っても、九州では全然そんなことをやっていないではないかということでも困るので、ある程度画一的なものをしていければいいなと思いますので、その辺、ひとつお願いしたいと思います。

それから、魂が入らないとだめだということで、農業者自身の意識を高めるのが何よりも大事だろうと思っております。設備をつくっても、実行しなければ、宮崎でも言われておりましたけれども、シャワーがあったのにシャワーを使っていない、それでは何もならないので、農家の意識を高めるところに時間とお金をかけていきたいと思っておりますし、それは我々都道府県の役割でもあると思います。国は国で中央段階の農業団体の方がいらっしゃると思いますので、そういった方の理解を十分得て、とにかく農業者としてやらなくてはと思っていけるような形で進めていければと思います。家畜保健衛生所だけが全部司るとなると、本当の目的を達成できないのかなと思いますので、是非そういうところも、これから小委員会も含めて議論していければと思います。

○近藤部会長 ありがとうございます。

前の資料になって恐縮なんですけれども、資料3の宮崎県の事例のときに、異常畜の発見の見逃しや通報の遅れがあったとか、24時間以内の殺処分とか、72時間以内の埋却ができなかったことが遅れの理由であるとして書いてある。なぜできなかったかというのと、能力的にできなかったというのもあるかと思いますが、情報を知らなかったとか、できていると思っているのに、なぜできていなかったか、その辺の行政の指導と現場の実態とのギャップについてはしっかりと見ていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

ほかにも御意見あろうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。どうぞ、栗木委員。

○栗木委員 鳥インフルエンザの件でございますが、最近随分環境が変わってきて、野鳥がかなり感染をしていたという状況になっております。また、この秋の重要期になってくると非常に危険が迫ってくると思うんです。そのときに、今までの侵入防止という観点での防疫対策だけで防ぎ切れるのかという不安が私たち生産者にはかなり強くございます。その辺り、侵入防止だけではなくて、感染防止を含めて、もっと突っ込んだ対策の議論を

進めていただきたいと思います。

それから、もう一点でございますが、侵入を許した場合に、発症した場合に殺処分ということでございますが、埋却という方法が一番多く取られておりますけれども、EU 辺りでは、埋却以外の処分方法が一般的と聞いておりますので、この辺りはもう少し突っ込んで検討していただいて、埋却以外の処理方法を研究いただきたいと思います。

以上です。

○近藤部会長 ほかにも御意見があれば、まとめて御報告いただくことにしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から、さまざまな御意見について、何かあればと思います。

○川島動物衛生課長 全体的に申し上げれば、畜産現場の実情をよく理解した上でいろいろ物事を進めていく必要があるという御指摘があったかと思っておりますので、その辺は、先ほど申しましたように、案をつくっていく段階で各現場の御意見などもお聞きしながら対応していきたいと思っております。

それから、具体的に西委員からございました、いわゆる飼養衛生管理基準の事例集というんでしょうか、そういったことについても、現場の情報をいただきながら、我々国の方で、県なり、団体と連携してできることを考えていきたいと思っておりますし、農家の意識についても、農家の方々に十分理解をしていただくということがまず必要だろうと思っておりますので、そういった取組みもやっていきたいと思っております。あと、法律では、そういった取組みについても御報告いただくという仕組みも今回入ってございますので、そういった仕組みもきちんと活用しながら、農家にきちんと理解をいただいた上で、守っていただけるような形で取り組んでいきたいと今は考えてございます。

それから、栗木委員からございました鳥インフルエンザは、モンゴルとか、あの辺のウイルスがどういう状況になっているのかということで、少しずつ変化して、あそこに定着してきているというような状況だと我々も認識しておりますし、また、海外からそういった形で侵入してくるリスクは引き続き高く続いていくだろうということは考えておりますので、どういう侵入防止措置の在り方があるのか。一方でワクチンについても、技術開発の問題とか、接種した場合の課題とか、いろいろとございますので、それは小委員会なりで御意見をきちんとお聞きしながら考え方を進めていきたいと考えてございます。そういう形で、いずれにしても現場の方々の御意見もよくお聞きしながら進めてまいりたいと考えます。

○近藤部会長 ありがとうございます。

大迫委員。

○大迫委員 今の栗木委員の焼却、埋却の件なんですけど、宮崎の口蹄疫で、私は豚の方なんですけど、初動体制で遅れてきたと。これは殺処分して埋却までが、獣医師が 10 人入って、最初の 1、2 日は 1,000 頭もできなかったんです。これが、ある機械を入れると 1 日 1 万頭処分できるわけです。だから、初動体制が遅れた原因が埋却にこだわったというこ

とですので、そういう方法を検討してもらえれば、機械を3台入れれば1日に3万頭できるわけですから、そういう機械があるわけですから、有効利用の方法もよろしく検討してください。

○近藤部会長 新しい技術についてもどんどん取り入れていっていただくように、情報を取るという方もどうぞよろしく願います。

よろしいでしょうか。それでは、ほかにないようでしたら、本件につきましては、たくさん御意見ちょうだいいたしましたけれども、牛豚等疾病小委員会及び家畜疾病小委員会で検討を進めまして、その結果を受けて改めて御審議いただくことになると思いますので、どうぞよろしく願います。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。事務局から願います。

○伏見国内防疫調整官 それでは、資料7をごらんください。報告事項といたしましては、施行が3段階になると申し上げましたが、10月施行の話でございます。それは、タイトルにありますように「早期通報の対象となる症状の特定について」でございます。これは、改正法の中で、第13条の2の第1項、2枚目に書いてございますけれども、そこで、一定の症状を示しているものについては、家畜を発見した獣医師・所有者は、都道府県知事へ届け出るものとなっております。

前後しますけれども、これは法律改正する前に、口蹄疫対策検証委員会の報告書の6番の「患畜の早期発見・通報の在り方」の中で指摘されておりますけれども、口蹄疫の場合、防疫措置が1日遅れると飛躍的に増大するという話と、その際に疑い症例の発見・通報及びそれに対する責任機関の迅速な対応は、一刻を争う重要な初動のポイントであるということで、一定の症状が出たものについてはすぐに通報してもらおうということでございます。

その内容について、(2)で早期の発見・通報を徹底するための手段として、具体的な通報ルールをつくるべきという御指摘を受けましたので、それに対応して、現在作業しているところでございます。それについても、施行はなるべく早くしたいと思いますけれども、今回、御報告ということで、こういうことについても考えております。言わずもがなでございますけれども、当然、症状についてはちゃんと周知をして進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの概要につきまして、委員から御質問、御意見はございますでしょうか。どうぞ。

○山崎委員 これだけ口蹄疫が大々的になったら、通報することはできるかもしれませんが、今までこういうことがあった時に最初に通報するというのは勇気が必要でした。10年前に口蹄疫が発生した時に通報なされた獣医さんにお会いしたことがあります。最初に通報した時、それまで誰もみたことがなかった病気のため、地域で信頼されず、いろいろな問題が起きて、ノイローゼ寸前になられて、大変な状況だったと本人からお伺いしました。



また、BSEが出たときには、北海道の女性の獣医さんがきちんと対応して、BSEだということで搬入したために、彼女は、対応がお1人だったために、相談する相手もなく、結局、自分で自分の命をなくされてしまいました。そういうことが起きて、その御家族の方たちも大変な状況に遭われましたので、通報した方をきちんと援護するというか、保護するというか、そういうことを考えていただきたいと思います。初期の段階では、皆とても勇気がいると思うのです。しかし、それが一番に状況を左右します。是非、そういった場合に、人権を守るという配慮と取り組みをしていただきたいと思います。

○近藤部会長 ある意味でコンプライアンスの問題だと思いますので、畜産業につきましても、その辺の意識、それから、手当てをしっかりとやっていかなければいけないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、本件につきましても、牛豚等疾病小委員会及び家きん疾病小委員会におきまして検討するというごことですので、次回の本部会におきまして、事務局から、その検討結果につきまして報告を求めたいと考えております。ありがとうございました。

それでは、最後に、今後の審議会の進め方について御相談申し上げたいと思いますけれども、事務局から御提案があれば、お願いいたします。

○川島動物衛生課長 ありがとうございます。

資料8をご覧くださいと思います。今後のこの部会、それから、各小委員会の審議をいただきますスケジュールにつきまして、本日の防疫指針の問題、それから、飼養衛生管理基準に関わります問題、全部で6項目あったわけでございますけれども、これらにつきまして、牛豚等疾病小委員会と家きん疾病小委員会において作業を進めていただきたいと考えております。6月中にそれぞれ委員会を開催させていただいて御審議をいただくかと考えております。1回で終わるということではないかと思いますが、数回かかると思いますけれども、それぞれ御審議をいただきたいと考えてございます。

それから、2枚目に詳細がございますけれども、家畜衛生部会におきまして、いろいろな御検討をいただくに当たって、やはり現場を見ていただいた方がよりいいのかなという考え方でございまして、6月中に小委員会の委員も含めて家畜衛生部会による、農場ですとか、そういった施設の現地視察の検討を考えたいと思っております。

事務局で考えております素案といたしましては、2つのグループに分かれていただきまして、南九州の肉用牛、あるいは食肉処理センターですとか、そういった関連施設、あるいは先ほど岩元委員からございました、今回、鳥インフルエンザが出ておりますけれども、鶏の関連の施設等をご覧くださいましてはどうかと。第2グループは関東を考えてございますけれども、酪農、肉用牛、養豚、採卵鶏、ふ化場、こういったところを考えてございます。この件につきましては、事務局でまた別途調整をさせていただきたいと考えてございますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、小委員会での御意見がとりまとまってまいりましたならば、7月中にも第1

2回の家畜衛生部会の開催を改めてさせていただきまして、現地調査及び小委員会からの報告を踏まえた上で、また改めて御審議をいただいておりますところでございます。

事務局の考え方といたしましては、以上でございます。

○近藤部会長 済みません、細かいことで、資料8によりますと、7月の家畜衛生部会は第14回となっておりますけれども。

○川島動物衛生課長 今、私、12回と申しました。申し訳ございません。現地に行っていたくのをカウントいたしますので、第14回と書いております。

○近藤部会長 7月は14回でよろしゅうございますね。わかりました。ありがとうございます。

このスケジュール案につきまして、事務局からの御希望が示されておりますけれども、このスケジュール案でよろしいでしょうか。何かほかに御提案とかございませでしたら。それでは、現地調査につきましては、事務局で御調整いただきまして、各委員にお知らせいただくようお願いしたいと思います。

そのほかに、本日、全体を通しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、大変スムーズに、予定の時間より前にここまでまいりましたけれども、この辺りで終わらせていただこうと思っておりますけれども、事務局から追加で何か連絡事項がございましたら、お願いいたします。

○川島動物衛生課長 ありがとうございます。

本日は熱心な御審議をいただきまして、大変ありがとうございます。小委員会におきます御議論の状況等につきましては、適宜、委員の皆様方へ御連絡をさせていただきたいと考えております。

また、次回の部会の具体的な日程等につきましては、後日に担当から御連絡を申し上げたいと思っております。委員の皆様方、大変お忙しいとは存じますが、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○近藤部会長 それでは、皆様の御協力を得ましてスムーズに議事が進行いたしましたことを改めてお礼申し上げます。

本日の予定の議事がこれもちまして無事終了いたしましたので、本日の「食料・農業・農村政策審議会第11回家畜衛生部会」を閉会いたします。どうもありがとうございます。